



第222号

発行所 自由同和会中央本部  
〒102 東京都千代田区  
-0093 平河町 2- 3- 2  
TEL 03-5275-3641  
FAX 03-5275-3642

編集発行人 平河 秀樹  
発行日 年 4 回 (6・9・12・3 月)  
定価 1 部 500 円 (送料別)  
年間 2,000 円 (送料込)

振込 三菱東京UFJ銀行麹町中央支店  
(普) 0366528

口座名 自由同和会中央本部事務局  
平河秀樹

「部落差別解消法」第6条の

調査に係るヒヤリングへ出席

自由同和会中央本部 (会長 川上高幸) では、9 月 12 日午後 1 時 10 分から、公益財団法人権教育啓発推進センターにおいて、「部落差別解消法」第 6 条の部落差別の実態に係る調査についての内容、手法等に関する有識者会議に出席し、自由同和会中央本部としての意見 (2P、3P 掲載) を平河事務局長が述べ、補足の説明を川上会長と上田副会長が行い、その後、有識者会議のメンバーとの質疑応答を行い終了した。

この有識者会議は、法務省が人権教育啓発推進センターに、「部落差別の実態に係る調査」を委託したためにセンター内に設置されたもの。

自由同和会中央本部の出席者

- 川上 高幸 会長
- 上田 藤兵衛 副会長
- 平河 秀樹 事務局長
- 有識者会議メンバー
- 坂本 茂樹 同志社大学法学部教授
- 石田 法子 弁護士
- 関 正雄 損保ジャパン日本興亜株式会社 CSR 室
- 稲葉 昭英 シニアアドバイザー
- 慶應義塾大学 文学部教授

総務委員会

自由同和会中央本部では、9 月 9 日午後 1 時より大阪市内の「大阪ガーデンパレス」において、総務委員会 (委員長 天野二三男) を開催した。

天野二三男・委員長の開会のあいさつ、担当副会長の上田藤兵衛・副会長のあいさつと続き、天野二三男・委員長が議長で進行され、平河秀樹・事務局長から、今月 12 日に実施される「部落差別解消法」第 6 条の調査に関して、自由同和会の意見を説明

今号の内容

- 6 条調査に関するヒヤリング..... 1 P
- ヒヤリングでの自由同和会の意見 .. 2・3 P
- ヒヤリングでの参考資料..... 4 P ~ 9 P
- 平成 29 年度運動方針 (その 2) .. 10 P ~ 13 P
- 灘本昌久さんの長期連載..... 14 P

し、議論を行った。

平成 29 年度の幹部研修会の開催要領や役割分担及び都府県本部の参加者数、定期中央省庁要請行動の班編成と各省庁別の要望内容を検討したが、幹部研修会の開催要領については、LGBT の問題を学習する意図が明確でないため、もう少し分かり易くする必要があるとの意見があり、幹部研修会の開催要領を見直しすることにして閉会した。

平成 29 年度幹部研修会・定期中央省庁要請行動

要請行動	日時	平成 29 年 11 月 21 日 (火)	午前 11 時 ~ 正午
幹部研修会	日時	平成 29 年 11 月 21 日 (火)	午後 2 時 ~ 4 時
場所	場所	法務省・文科省・厚労省・国交省	
場所	場所	自由民主党本部	9 F 901 会議室

2017年9月12日

## 「6条に係る調査」についての意見

自由同和会中央本部

現在の同和地区は、平成5年の生活実態調査（別紙の1.を参照）の段階でも混住率は41.4%でしかなく、その後、同和地区内の公営住宅の一般公募が進められていることを勘案すれば、30%台になっていることは論を待ちません。

このように同和関係者が少数になっている地域を同和地区や部落という呼称にすることには抵抗がないわけではなく、平成14年3月に同和関係法が失効し、法的には同和地区や同和関係者は存在しなくなりました。

平成5年の生活実態調査は、昭和44年から三度にわたる特別措置法による同和施策の効果測定するものであり、同和対策を実施するために同和地区を指定し、かつ、同和関係者を選別していたものです。

今回、この平成5年に行われたと同様の調査を実施するには、再度、同和地区（対象地域）を指定し、同和関係者を選別しなくてはならず、住民にとってはセンシティブな問題で、場合によってはアウトティングの可能性を残します。

ましてや、再び、同和地区や同和関係者とのレッテルが貼られ、固定化される懸念が生じます。

私どもが求める実態調査は、法務省の人権侵犯事件調査処理規定による人権侵犯事件の新規受理件数や相談件数（別紙の3、4を参照）と地方公共団体が把握する部落差別事象の件数に乖離があることから、法務省の新規受理件数とは別に、全国の地方公共団体が把握する部落差別事象の件数及びその内容をまとめるための調査です。

この調査であれば、同和地区（対象地域）の指定や同和関係者の選別は必要がなく、住民の感情を害することなく、アウトティングの可能性もありません。

このことに心配して参議院法務委員会では、「当該調査により新たな差別を生むことのないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること」を附帯決議に加えました。

インターネット上での部落差別に関しては、私どもは平成14年からブログやTwitter、掲示板などを毎日モニタリングを行っていますが、当時に比べると現在では約1/10程になっており、特に悪の代名詞になっている大規模掲示板「2ちゃんねる」でも、先月、福岡県の

ある町の町長へ圧力を掛けて、護岸工事の用地になっていた公営住宅の土地である「行政財産」を違法に売却させ、県から高額な移転補償金を部落解放同盟の関係者が受け取ったとして報道された事案でも、これまでであればこのような不祥事はお祭り(炎上)になるのですが、僅か 3 本のスレッドで 137 件の書き込みで dat 落ちになっているし、これも先月発生した Yahoo のオークションに壬申戸籍が出品された件でも、3 本のスレッドで 1,587 件の書き込みで dat 落ちしています。また、人権版は今や過疎化しています。

今回のヤフオクでの壬申戸籍の出品についての法務省の対応は削除を求めるものであったが、オークションに参加して落札すれば、真贋の程は明確ではないが二度と人前に出さずに至らしめることができたし、購入手続きの際に出品者の個人情報を取得することもできたことを勘案すれば、一考の余地ありだと思われれます。

直接調査とは関係ありませんが、この案件は「人権擁護法案」が成立していれば、差別助長行為に該当し、特別救済の対象になり、差し止め請求ができたであろうと思われるので、再度、人権救済制度の確立に向けた議論を急ぐべきだと思料します。

効果的な教育・啓発を行っていくには、全国でどのような部落差別の内容が何件くらい発生しているのかの実態把握と同和問題が国民の中でどのような実態になっているのかの実態調査(意識調査)は必要不可欠であると思われれますが、これまでのような「同和問題でどのような差別があると思いますか」との差別があることを前提にして、結婚問題とか就職問題に解答させるような、教育・啓発で学習した結果に誘導させるような設問は現状を見誤せると言わざるを得ません。

アンケートに答える人が実際に自身の周辺で、同和問題に関して何か観たり聞いたり関わったことがあるのか、その問題とは部落差別に関するものなのか、或いは、同和運動団体に関するものなのか、そして、部落差別であれば結婚問題に関するものなのか、就職に関するものなのか、その他のトラブルに関するものなのか、実際に遭遇したことがあるかを設問にするべきです。

また、同和問題を認知した時期や方法の設問は大事ですが、教育・啓発以外で認知した場合はマイナスの評価になっているのが現状です。

これは親や親せき、職場の人からの情報は誤ったものだと、これまでの教育・啓発の成果を否定するものになり、どのような内容であったかも併せて設問し、これまで実施されてきました教育・啓発の成果が問われる設問にするべきです。

同和問題の最大の壁である結婚問題に関しては、大阪府や大阪市が行ってきました「結婚相手の気になること」(別紙の 5、6 を参照)は、現在の日本人の真情を理解する指標になりますので設問に必ず加えてください。

以上

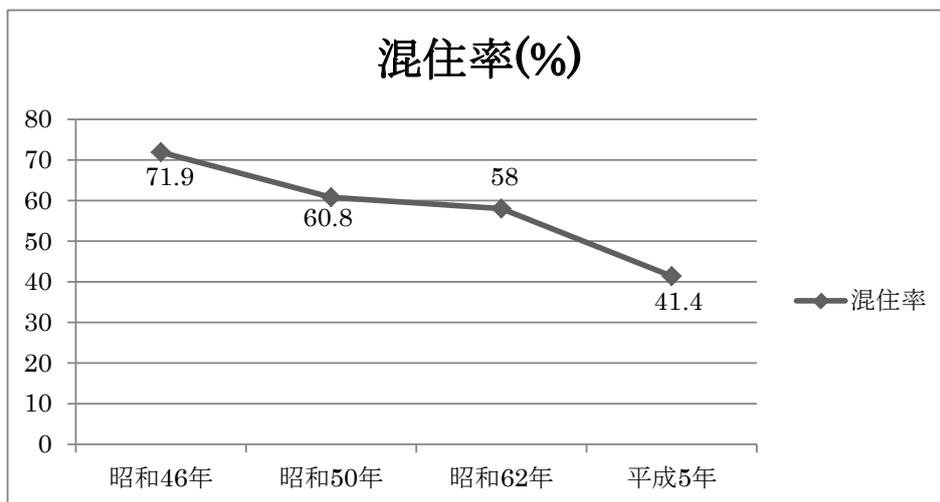
## 同和問題の現状について

平成 29 年 9 月作成

### 1. 混住率について

混住率とは、同和地区の中に同和関係者がどのくらい居住しているのかの割合を示すもので、割合が低いほど同和関係者が少なく、同和関係者以外の人が多い事になる。

	報告 府件数	報告 市町村数	報告 地区数	世 帯 数		人 口		混住率
				地区全体	同和関係	地区全体	同和関係	
	府県	市町村	地区	世帯	世帯	人	人	%
昭和 46 年	32	1,014	3,972	386,992	277,137	1,458,802	1,048,566	71.9
昭和 50 年	34	1,041	4,374	520,062	315,063	1,841,958	1,119,278	60.8
昭和 62 年	36	1,127	4,603	569,662	328,299	2,010,230	1,166,733	58.0
平成 5 年	36	1,081	4,442	737,198	298,385	2,158,789	892,751	41.4



### 2. 通婚率と反対について

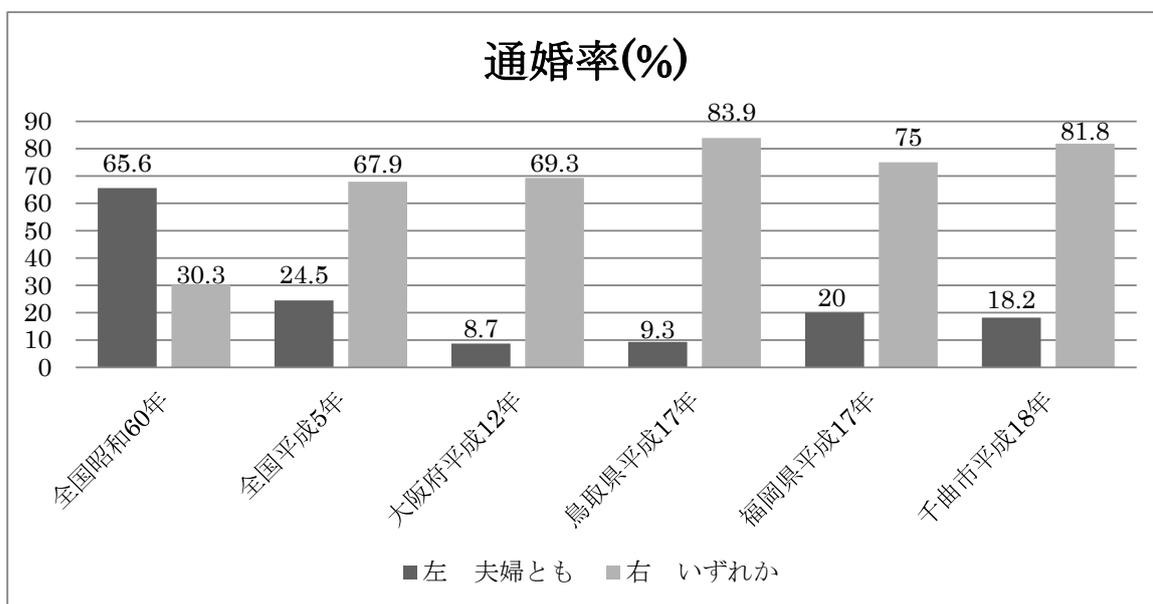
通婚率とは、同和関係者が同和関係者以外の人とどのくらい結婚しているのかの割合をしめすもので、割合が高いほど同和関係者以外の人と多く結婚していることになる。

#### 全国調査(25 歳未満)

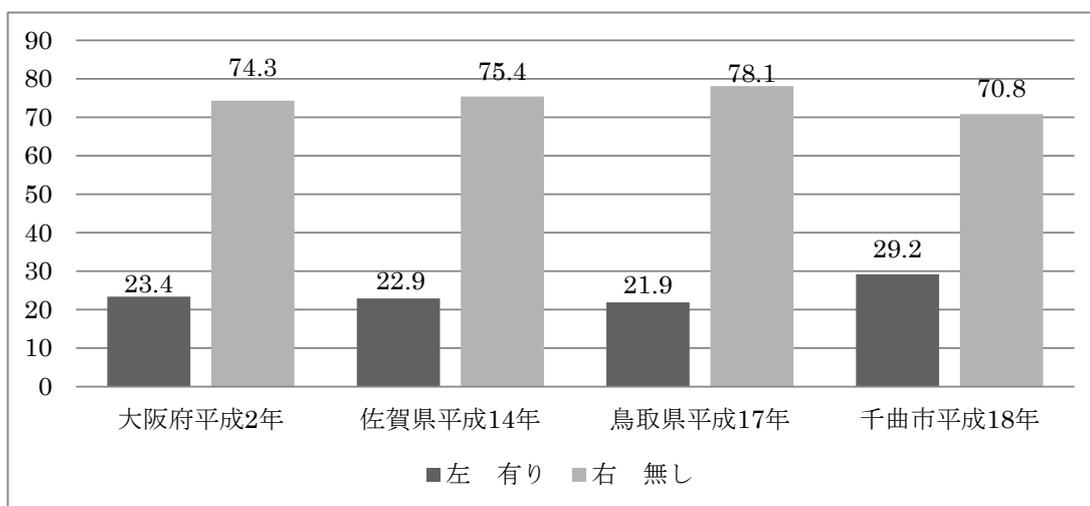
	夫婦とも 地区の生まれ	夫婦のいずれかが 地区外の生まれ
昭和 60 年	65.6%	30.3%
平成 5 年	24.5%	67.9%

府県及び市町村(25 歳未満)

	夫婦とも 地区の生まれ		夫婦のいずれかが 地区外の生まれ		結婚時の反対の有無	
					有り	無し
大阪府平成 2 年調査					昭和 60 年以降 23.4%	昭和 60 年以降 74.3%
大阪府平成 12 年調査	30 歳未満	8.7%	30 歳未満	69.3%		
鳥取県平成 17 年調査		9.3%		83.9%	10 年以内 21.9%	10 年以内 78.1%
福岡県平成 17 年調査		20.0%		75.0%		
千曲市平成 18 年調査	平成 7 年以降	18.2%	平成 7 年以降	81.8%	20 歳~49 歳 29.2%	20 歳~49 歳 70.8%
佐賀県平成 14 年調査					22.9%	75.4%



結婚の際に反対の有無(%)



### 3. 地方公共団体が把握する部落差別の件数について

大阪府と大阪市は、それぞれが把握する人権侵害の件数(課題別に集計)を毎年公表しているので紹介する。また、法務省の人権侵害並びに同和問題に関する新規受付件数をも紹介する。

大阪府が把握する同和問題に関する差別事象件数(大阪市は除く、かつこ内は学校現場)

内 訳	落書き、投書 インターネット上の書き込み 手紙等の送付、問い合わせ	侮辱や嫌がらせなどの 差別的言動等	合 計	府・大阪市 合 計	法務省	
					新規	相談
平成 18 年度	36 件(4 件)	20 件(8 件)	68 件(12 件)	145 件	37 件	41 件
平成 19 年度	31 件(5 件)	27 件(7 件)	58 件(12 件)	256 件	15 件	18 件
平成 20 年度	26 件	18 件(4 件)	44 件(4 件)	111 件	22 件	17 件
平成 21 年度	21 件(2 件)	0 件(6 件)	29 件(8 件)	60 件	23 件	15 件
平成 22 年度	25 件	7 件(5 件)	37 件(5 件)	75 件	16 件	19 件
平成 23 年度	21 件(3 件)	7 件(4 件)	28 件(7 件)	58 件	9 件	24 件
平成 24 年度	17 件	4 件(1 件)	21 件(1 件)	61 件	15 件	43 件
平成 25 年度	19 件(2 件)	5 件(3 件)	24 件(5 件)	56 件	7 件	16 件
平成 26 年度	19 件(2 件)	5 件(6 件)	24 件(8 件)	43 件	7 件	14 件
平成 27 年度	45 件(0 件)	3 件(5 件)	48 件(5 件)	82 件	2 件	16 件
平成 28 年度					2 件	20 件

※府・大阪市の合計は教委の差別事象を除いたもの

※ 27年度の増加は、一人が26ヵ所に差別文書をばらまいた結果

大阪市の同和問題に関する差別事象件数(かつこ内は学校現場) 堺市の同和問題に関する差別事象件数

内 訳	落書き	発言	電話	投書	その他	合 計	堺市の同和問題に関する差別事象件数		
							文書	発言	合計
平成 18 年度	56 件	21 件			0 件	77 件(0 件)			
平成 19 年度	176 件	1 件	17 件	3 件	0 件	198 件(1 件)	1 件	4 件	5 件
平成 20 年度	42 件	9 件	8 件	3 件	2 件	67 件(3 件)	0 件	2 件	2 件
平成 21 年度	16 件	3 件	10 件	2 件	0 件	31 件(0 件)	0 件	2 件	2 件
平成 22 年度	14 件	2 件	9 件	3 件	4 件	38 件(6 件)	3 件	3 件	6 件
平成 23 年度	15 件	1 件	4 件	5 件	5 件	30 件(2 件)			
平成 24 年度	11 件	3 件	7 件	11 件	8 件	40 件(7 件)			
平成 25 年度	18 件	1 件	3 件	1 件	9 件	32 件(1 件)			
平成 26 年度	11 件	2 件	5 件	1 件	0 件	19 件(0 件)			3 件
平成 27 年度	7 件	4 件	7 件	14 件	2 件	34 件(0 件)			

※ 25年度の投書の1件はピラ

※ 25年度のその他の9件はインターネット

※ 27年度の増加は、一人が26ヵ所に差別文書をばらまいた結果



5. 結婚相手の気になること 大阪府平成22年調査 (%) すべて複数回答

上段 自分自身の場合

下段 自分の子どもの場合

	相手の学歴	相手の経済力	相手の職業	相手の家柄	相手の国籍・民族	つ相手がいる家族に障がいを持つ	相手の宗教	か相手が同和地区出身者	相手の人柄・性格	相手の趣味や価値観	理仕事に対する相手の理解と協力	家事や育児の能力や姿勢	離婚歴	一人親家庭かどうか	とくに気になる・しない	その他	無回答・不明	
20～29歳	自分	12.1	41.4	24.1	15.5	10.3	5.2	34.5	<b>8.6</b>	93.1	75.9	58.6	41.4	27.6	1.7	—	1.7	6.9
	子ども	15.5	62.1	39.7	24.1	15.5	13.8	39.7	<b>12.1</b>	84.5	46.6	48.3	46.6	34.5	5.2	3.4	1.7	10.3
30～39歳	自分	8.3	50.0	24.1	14.8	19.4	11.1	28.7	<b>15.7</b>	87.0	69.4	46.3	42.6	25.0	4.6	3.7	1.9	5.6
	子ども	12.0	65.7	39.8	18.5	24.1	16.7	34.3	<b>16.7</b>	87.0	52.8	45.4	48.1	37.0	5.6	2.8	2.8	7.4
40～49歳	自分	7.9	38.6	17.3	10.2	22.0	9.4	23.6	<b>18.1</b>	86.6	63.0	47.2	35.4	19.7	3.1	1.6	3.1	7.1
	子ども	16.5	56.7	33.1	15.0	27.6	18.9	26.0	<b>21.3</b>	85.8	48.8	39.4	35.4	29.1	4.7	0.8	4.7	11.0
50～59歳	自分	11.9	40.3	24.6	14.2	18.7	9.7	29.1	<b>17.9</b>	86.6	47.0	38.8	26.1	14.2	1.5	3.7	1.5	6.7
	子ども	17.9	58.2	33.6	17.9	20.9	15.7	30.6	<b>20.9</b>	81.3	37.3	35.1	29.9	25.4	5.2	5.2	0.7	9.7
60～69歳	自分	15.2	44.7	31.0	12.2	34.0	13.2	29.4	<b>22.3</b>	84.3	43.7	40.6	28.9	22.3	4.6	3.6	1.5	8.6
	子ども	18.3	55.8	34.5	15.2	32.0	16.8	29.9	<b>21.3</b>	83.8	36.0	45.2	35.5	29.9	11.2	4.6	2.5	9.1
70歳以上	自分	20.0	51.4	31.9	18.9	35.1	20.0	28.6	<b>34.6</b>	80.0	35.1	45.4	37.3	27.6	6.5	1.6	3.2	14.1
	子ども	24.9	58.4	38.4	22.2	34.6	24.3	28.6	<b>31.4</b>	77.3	29.2	47.0	38.4	31.9	8.6	3.2	3.2	13.5

6. 結婚相手の気になること 大阪市平成 27 年調査 (%) すべて複数回答

上段 自分自身の場合

下段 自分の子どもの場合

	相手の学歴	相手の経済力	相手の職業	相手の家柄	相手の国籍・民族	相手や家族に障がいを持つ	相手の宗教	か相手と同和地区出身者	相手の人柄・性格	相手の趣味や価値観	仕事に対する協力の相手の理解	家事や育児の能力や姿勢	離婚歴	一人親家庭かどうか	とくに気になる・しない	その他	無回答・不明
<b>20~29 歳</b>																	
自分	11.9	69.5	44.1	20.3	18.6	13.6	27.1	1.7			78.0	72.9	39.0	0	3.4	8.5	3.4
子ども	18.6	74.6	49.2	32.2	25.4	28.8	33.9	5.1			57.6	61.0	45.8	6.8	5.1	5.1	10.2
<b>30~39 歳</b>																	
自分	17.0	64.0	37.0	24.0	29.0	15.0	48.0	14.0			64.0	57.0	37.0	4.0	6.0	1.0	1.0
子ども	19.0	66.0	43.0	31.0	27.0	20.0	49.0	14.0			46.0	54.0	41.0	7.0	6.0	3.0	7.0
<b>40~49 歳</b>																	
自分	10.9	55.5	28.6	13.4	26.1	16.8	36.1	16.0			56.3	52.1	25.2	7.6	16.8	3.4	0.8
子ども	16.0	63.9	35.3	22.7	31.1	21.8	42.0	16.8			47.9	54.6	34.5	8.4	9.2	4.2	6.7
<b>50~59 歳</b>																	
自分	10.5	53.2	23.4	15.3	26.6	15.3	34.7	23.4			60.5	42.7	25.0	2.4	21.8	1.6	0.0
子ども	16.1	60.5	37.1	21.0	33.1	21.8	41.1	25.0			51.6	41.9	27.4	5.6	13.7	2.4	4.0
<b>60~69 歳</b>																	
自分	13.9	41.6	24.8	13.1	25.5	10.9	16.8	24.1			40.9	29.9	13.9	2.9	30.7	0.7	2.9
子ども	18.2	56.2	29.9	11.7	27.7	14.6	19.0	21.9			40.9	35.0	20.4	4.4	28.5	1.5	7.3
<b>70 歳以上</b>																	
自分	20.7	52.7	33.7	14.8	31.4	22.5	32.0	30.2			49.1	36.7	23.1	5.9	25.4	5.9	4.1
子ども	23.7	58.4	38.4	20.7	30.2	23.1	29.6	29.6			52.1	50.3	24.9	5.9	20.7	3.6	7.7

## 平成 29 年度運動方針（前号からの続き）

### 2. 産業基盤の確立と就労対策

同和関係事業者は零細で、かつ、建築・土木関係業者が極めて多いという特定の業種に偏った特有性をもっているため、公共事業が年々減少していくような状況で基盤を確立することは非常に困難ではあるが、合理化や近代化を促進するとともに、生き残りのため共同化や協業化を進めていく。

業種転換する場合には、政府が中小・零細業者向けセーフティーネットとして実施している各種融資制度の有効活用や各省庁のホームページで最新の情報等を有効利用するとともに、都道府県や市町村と協議しながら、きめ細かな指導をしていく。

未就労者に関しては、ハローワークを最大限活用するとともに、規制の緩和により都道府県も就労の斡旋ができるようになったことと、現在、様々な雇用対策が実施されているので都道府県と連携を図り、未就労をなくしていく。

平成 27 年 4 月から「生活困窮者自立支援制度が始まっているので、この制度を積極的に活用していく。

また、専門性を取得するために職業訓練や研修・講座などを有効活用し、就労を確保していく。特に、世界でも類のない高齢化社会に進んでいることで、介護福祉士やホームヘルパーが不足しているため、求人の需要が非常に高くなっていることから資格の取得を奨励していく。

農林漁業者については、TTP（環太平洋戦略的経済連携協定）に参加すれば、安い農産品が輸入されることになるので、付加価値の高いものに移行するとともに、ブランド化を目指し、インターネットを活用して消費者との直販や販売店との直取引など販路の拡大を図っていく。このことは、畜産、園芸でも同様であり、漁業については、養殖なども検討していく。

なお、本格的に導入された「指定管理者制度」では、すべての公共施設を指定管理者に管理をさせることになっているので、隣保館なども対象になることから、各都道府県本部で設置しているNPO法人の実情に合った公共施設の指定管理者になり、雇用の促進ができるよう、都道府県・市町村と協議していく。

いずれにしても、最新の情報を得るため中央本部は各省庁と、都道府県本部は都道府県と緊密な連携を図り、会員に最新の情報の伝達や相談を行うため、都道府県本部内に相談業務を確立していく。

また、就職差別をなくし、安定した雇用を確保するため、厚生労働省が 100 名以上の従業員を有する企業に設置を求めている「公正採用選考人権啓発推進員」との連携を深めていくと同時に、障がい者の雇用をも促進するため、法定雇用率（常用労働者が 50 人以上の民間企業は 2.0%）を下回る企業については、特に積極的に雇用するよう求めていくが、抜本的に就職差別をなくすため、ILO 第 111 号条約の「雇用及び職業における差別に関する条約」を批准し、国内法を整備するよう厚生労働省に求めていく。

### 3. 教育・啓発

教育・啓発については、既に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されており、国においては基本計画も策定実施されているが、「部落差別解消法」の成立から、この 2 つの法律を有効活用し、すべての都道府県、

すべての市町村に、この基本計画の策定と実施を強く求めていくと同時に、現状に即した内容になっていない場合には見直しを強く求めていく。

また、基本計画には企業の役割も明記されていることから、厚生労働省が 100 名以上の従業員を有する企業に設置を求めている「公正採用選考人権啓発推進員」との連携を深め、企業内の人権研修の充実に努めていくとともに、未設置の企業には、推進員の設置を求めていく。

高等学校の授業料の無償化は、平成 26 年度からは所得制限が取り入れられ、国公立を問わず、高校等の授業料の支援として、月額 9,900 円を支給限度額として就学支援金が支給される制度に変更され、私立高校の場合には、世帯の年収 350 ～ 590 万未満は基本額の 1.5 倍 (全日制の場合 14,850 / 月)、250 ～ 350 万円未満は基本額の 2 倍 (全日制の場合 19,800 円 / 月)、250 万円未満は基本額の 2.5 倍 (全日制の場合 24,750 円 / 月) が支払われ、更に、生活保護世帯や非課税世帯に関しては高校生等奨学給付金制度も設けられているが、高額な入学金が必要な学校も存在することから、都道府県が実施する高等学校等奨学資金制度の一層の拡充を求めていく。

大学・短期大学の奨学金は、独立行政法人日本学生支援機構や都道府県などでも貸出を行っており、現在では 5 割を超える学生が利用しているといわれている (日本学生支援機構だけでも 4 割を超えている)。

日本学生支援機構の奨学金は、これまでは学力要件があったが、今年度からは学力要件が撤廃された第 1 種 (無利息) と、第 2 種 (利息付) とがあり、第 2 種の場合は毎月貸与する金額が、3 万円・5 万円・8 万円・10 万円・12 万円と選択できるようになっているが、平成 29 年度予算要求では、有利子 81 万 5 千人 (2 万 9 千人減)、無利子 51 万 9 千人 (4 万 4 千人増) となり有利子から無利子への流れが加速している。

平成 30 年度からは返済不要の給付型奨学資金制度が始まるが、今年度は来年度からの本格的実施に先立ち、約 2,800 人に実施されることになっている。

現在、自由民主党においては、この給付型奨学資金を拡充するために、教育債の発行などで対応することを検討している。

また、入学時特別増額貸与奨学金も、10 万円・20 万円・30 万円・40 万円・50 万円と、入学の時に必要な資金も借りることができる。

国の教育ローン (日本政策金融公庫) は、利息は高いが 350 万円まで借りることができる。

これら奨学資金制度を活用し、大学・短期大学の進学率の向上を図っていくと同時に、所得の格差で教育の格差が生じないように、大阪市が実施している塾代補助である「教育バウチャー制度」を文部科学省に求めていく。

なお、低所得で奨学金の返済ができず滞納者が増加していることから、「所得連動返還型制度」や「返還免除規定」の導入を求めていたが、平成 24 年度からは「所得連動返還型無利子奨学資金制度」(第 1 種) が導入されている。

今年度からは「新たな所得連動返還型奨学資金制度」が導入されるが、これは第 1 種 (無利子) の奨学資金が対象で第 2 種 (有利子) の奨学資金は対象外なので、第 2 種 (有利子) の奨学資金も導入するよう要請していく。

また、「障がい者基本法」が改正され、インクルーシブ教育が明記され、また、平成 28 年 4 月から「障害者差別解消法」が施行されたことで、すべての学校でバリアフリー化が進み、車イスでも通学できるようになると思われるが、文部科学省により一層の促進を求めていくと同時に、児童・生徒の人権を侵害する教師の体罰や差別言動が少なからず発生していることから、教職員に対する人権研修の徹底をも求めていく。

平成20年3月に「人権教育の指導方法の在り方について」(第3次とりまとめ)が、平成21年10月には「人権教育の推進に関する取組状況の調査結果について」が文部科学省でまとめられ、各学校に配布されていることから、その実施を求めていくが、その際には、カリキュラムには最大限の関心を持ち、人権教育が計画的に実施されるよう働きかける。

また、導入することに賛否が分かれている学校選択制度については、同和関係者が多数在籍する学校を敬遠するなど、解決しつつある同和問題を逆行させる可能性と、これまでの学校と地域の一体性が瓦解し、児童生徒が減少する地域は崩壊する可能性もあることから、導入には断固として反対していく。

なお、近年各地で始められた小・中一貫教育については、「学校教育法」が改正され平成28年4月から施行された。その学校の名称は「義務教育学校」になることから、同和関係者が多数在籍する学校を、「義務教育学校」にし、交流を深めて同和問題の解決に繋げていく。

#### 4. 人権侵害の処理及び被害者の救済

国家行政組織法の第3条委員会としての「人権委員会」が創設されるまでは、平成15年の3月に20年ぶりに改正された「人権侵犯事件調査処理規程」での対応になるが、差別での泣き寝入りは絶対にさせないとの強い気持ちで、「人権侵犯事件調査処理規程」を有効に活用して救済を図っていく。

多発する学校でのいじめ問題を始めとする様々な人権問題に対処するため、平成25年度からは全国の法務局に、企画担当委員として人権擁護委員が常勤する人権擁護体制の強化が図られているので、積極的に人権救済を行っていく。

また、「人権擁護法案」と「人権委員会設置法案」のいずれもが、言論や表現の自由を規制するものだと批判が巻き起こり、結果的に成立に漕ぎ着けられないので、国民の支持が得られるようにするため、人権侵害の定義を誰もが分かり易いものに見直す作業を開始する。

ヘイトスピーチ対策については、当初、自民党は既存の法律で対処するとしていたが、他の法律との関係で国会対策として「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案」を議員立法としてまとめ、昨年(平成27年)の第190回国会において成立した。

明らかなヘイトスピーチについては毅然として取り締まることは必要だが、ヘイトスピーチを拡大解釈しての過度な取り締まりは言論・表現の自由を委縮させることになるので慎重な対応を法務省に要請する。

法務省は、ヘイトスピーチに関しては、ポスターの作成や新聞広告など各種媒体を活用して啓発に重点を置いた取組を始めている。

一方、同和問題に関しても「部落差別解消法」が成立したことで、成立したことを周知を図る目的で啓発を始めているが、一層の取組みを要請していく。

## さいごに

LGBT (レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー) については、メディアが取り上げることで社会の中に浸透しつつあり、野党は「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等推進に関する法律案」を国会に提出しているが、審議は進んでいない。

自由民主党も「性的指向・性自認に関する特命委員会」を設置し、この特命委員会のアドバイザーとして BASE KOBE 代表の繁内幸治さんを任命して、平成 28 年 2 月 23 日に初会議を開催し、LGBT の方々がどのような困難に直面しているのかを把握するための学習会を何度も重ねた上で、社会の理解を促し、差別をなくし、不自由さを克服するために「LGBT 理解増進法案」を取りまとめたが、総務会で時期尚早として暗礁に乗り上げている。

一方、厚生労働省は、この特命委員会がまとめた「性的指向・性自認の多様なあり方を受容する社会を目指すための政府への要望」を受け、「男女雇用機会均等法」の規定に基づき策定されている「事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」(セクハラ指針) が昨年改正され、職場におけるセクシャルハラスメントの内容に、「被害を受けた者の性的指向又は性自認にかかわらず、当該者に対する職場におけるセクシャルハラスメントも、本指針の対象となるものである」

と明記され、平成 29 年 1 月 1 日から施行されている。

また、公務員についても人事院は、国家公務員法に基づく「人事院規則 10-10 セクシャル・ハラスメントの防止等」を改正し、第 2 条の定義の「性的言動」に「性的指向若しくは性自認に関する偏見」を加え、更に、第 7 条の「研修等」に「研修等の内容には、性的指向及び性自認に関するものを含めるものとする」ことも明記され、これも平成 29 年 1 月 1 日から施行されている。

このように法の成立がなくても進んでいるものもあるが、「法」が成立すれば一層の推進が図られることから、私どもは自由民主党の友好団体であることを生かして、自由民主党の国会議員に成立を強く働きかけるとともに、結成以来の私どもの悲願である簡易・迅速・柔軟に人権侵害の被害者を救済できる国家行政組織法の第 3 条委員会としての「人権委員会」の設置を中心にする「人権擁護法案」の自由民主党内での議論の再開も併せて要請していく。

部落解放運動四十年を振り返って②  
部落解放に反天皇制は無用 5

灘本 昌久

(前回より続く) 部落史編纂事業に偽装して、部落解放同盟に資金を環流するという件は、未遂に終わった。今思い返しても、それは良かったと思う。私の人生を振り返って、あまり自慢できる社会への貢献はないのだけれども、今回の件は、部落解放運動のためにも、部落問題研究のためにも、おおいなる貢献だったと思う。もし、あのまま実行していたら、すぐに不正が露見して、社会的批判は免れなかっただろう。しかも、運動の本体だけでなく、研究機関までが不正に手を染めて恥じないのが同和業界であるということになってしまっただろう。

しかし、この事件をきっかけに京都部落史研究所を去ることにした私は、まったく路頭に迷うことになった。一九九一年四月一日を期して、ほとんど無職になった私は、自分の人生について、いろいろ考えざるをえなかった。あの当時、自宅の家の近くの桂川の堤防を、あれこれ考えながら、ランニングしていたの思い出す。それに、週に一回ぐらいしか大学の非常勤講師の仕事をしていなかった。近所のお母さん達からは、子どもが三人もいるのに、あまり働いていないお父さんだと思われていたかもしれない。それはともかく、なんとか働き口を見つけなく

てはいけないので、大学教員の公募に片っ端から応募するのと同時に、浪人生活二年目には、一般の会社勤めも視野に入れて、まったく研究に関係のない仕事でも、雇ってくれそうな口があれば、行くつもりだった。家族を食わせなければいけないので、研究だなんだと、贅沢は言っておれなかった。

この事件が起こる前から、京都産業大学で同和教育を担当していた仲田直教授から、産大に来ないかとの声をかけていた。だいており、「人事のことなので、どころぶかわからないから、当てにはしないでくれ」とのことであったが、さいわい採用人事がうまくいき、なんとか失業に終止符をうつことができた。仲田氏以外にも、多くの方が、私の窮状に同情して、就職の世話に奔走してくださった。まったく有り難いことであった。

こうして、一九九三年四月から、京都産業大学に仕事を心得、現在に至っている。しかし、京都部落史研究所自体が、部落解放運動の中では異端であって、運動のスポークスマン的なことはあまりしなかった。部落解放同盟京都府連合会の中には、研究所のことをあまり好意的に思っていない人も多かった。その研究所から離脱したのであるから、私の部落解放運動からの距離は、ずいぶん縁遠いものになってしまった。京都産業大学は、京都私立大学

人権問題懇話会という、大学の人権問題に関する連絡・協議団体に加盟しており、その団体は部落解放同盟の友好団体なので、その関係で様々な集会に動員されるが、その程度の接触しかなくなってしまった。

そうこうして、数年が過ぎ、西暦が二〇〇〇年代にのつたとき、新しい展開があった。京都部落史研究所の所長であった師岡佑行氏が、そろそろ引退したいという意向を持ったのである。その後継に誰を据えるかということになった。そして、いろいろ検討した末に、灘本にやらせようということになった。その案は、私と心やすくしていた事務局の人たちの希望であったが、解放同盟京都府連の了解もあつた。当時の京都府連書記長(現部落解放同盟中央本部書記長で、京都府連委員長)が私を呼び出して、所長への就任を懇請した。部落解放運動に理解があり、ネットワークのある人として、名前があがったので、何とか頼みたいということであつた。私は、当初、断るつもりであつた。というのも、当時の部落解放同盟と私の考え方は、あまりにもかけ離れていた。一九八五年から部落解放同盟が最大の目標として推進していた「部落解放基本法」に対して、私は部落解放同盟系の研究者の中で唯一、文章に書いてまで反対であり、差別糾弾闘争の継続にも否定的であつた。私は、研究所は「部落解放同盟が引き取って、資料室と

して残してはどうですか」という考えを伝えた。しかし、西島氏は「こういう研究事業は、運動が直轄でやるべきものではなく、研究者が運動からは独立して、大所高所からやってもらいたい」という考えであつた。研究というものを、運動の広報活動ぐらいにしか考えていないように見える従来の運動からすると、大変な見識と思うが、真に受けていいものか、大いに悩むところであつた。しかし、運動の責任者が頭を下げて、たつての願いということであるので、面倒なことに巻き込まれるのではないかと、あまり気がすすまなかつたが、蛮勇をふるって引き受けることにした。引き受けるにあつては、条件を出した。従来の京都部落史研究所の活動は一区切りついたら、行政からの同和予算が付きにくくなつた現在、身の丈にあつた名称にすべきなので、「京都部落問題資料センター」として、今までの研究成果を広報する機関に特化してはどうかということであつた。しかし、西島氏は、「研究」という名前は何としても残して欲しいということであつたので(全国の都道府県の解放同盟への模範を示したいというプライドかもしれない)、「京都部落問題研究資料センター」という名称にすることとし、新しい出発を期すこととなった。私も、やる以上、他に類を見ないユニークな活動をめざし、全力で取り組みはじめた。